

個人情報ファイル簿

1	個人情報ファイルの名称	三重県新型コロナウイルス感染症患者情報報告システム	
2	行政機関等の名称	三重県知事	
3	個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	医療保健部感染症対策課	
4	個人情報ファイルの利用目的	新型コロナウイルス感染症に関する情報の収集及び発生状況、動向等の調査(※) ※感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項に基づく医師の届出対象者は除く ※令和5年5月8日から新型コロナウイルス感染症は、感染症法上の位置づけが「5類感染症」に変更されたため、5月8日以降に陽性診断を受けた患者は対象外	
5	記録項目	1医療機関名、2診断日、3氏名、4生年月日、5居住市町名	
6	記録範囲	新型コロナウイルス感染症患者(※) ※感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項に基づく医師の届出対象者は除く	
7	記録情報の収集方法	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第15条第1項に基づく調査のため	
8	要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
9	記録情報の経常的提供先	—	
10	開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 医療保健部感染症対策課 (所在地) 〒514-8570 三重県津市広明町13	
11	訂正及び利用停止に関する他の法律又はこれに基づく命令の規定による特別の手続等	—	
12	個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号(電算処理ファイル) 令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	☐ 法第60条第2項第2号(マニュアル処理ファイル)
13	行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
14	行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
15	行政機関等匿名加工情報の概要	—	
16	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
17	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
18	備考	<「3 個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称」の補足> 各保健所において、所管する区域の三重県新型コロナウイルス感染症患者情報報告システムファイルを保有している。	